

## 第5回 村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

1 日 時 平成29年 3月 1日 (水) 午後2時15分

2 場 所 村上市役所 第1委員会室

3 報告事項

(1) 市民からの意見の紹介

4 協議事項

(1) 議会基本条例の項目の検討について

①第4条 (議長の責務)

②第15条 (政務活動費の執行と公開)

③第22条 (議員の政治倫理)

(2) 今後の検討項目とスケジュールについて

(3) その他

5 その他

6 出席委員 (8名)

1番 河村幸雄君

2番 板垣一徳君

3番 本間清人君

4番 姫路敏君

5番 佐藤重陽君

6番 鈴木好彦君

7番 川村敏晴君

8番 尾形修平君

9番 竹内喜代嗣君

10番 渡辺昌君

11番 平山耕君

7 欠席委員 (0名)

8 委員外議員 (5名)

小杉武仁君

木村貞雄君

長谷川孝君

大滝久志君

山田勉君

9 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

10 オブザーバーとして出席した者

副議長 大滝国吉君

11 議会事務局職員

局長 田邊覚

次長 小林政一

係長 鈴木渉

---

(午後2時15分)

委員長 (平山 耕君) 開会を宣する。

平山委員長 本日の日程は、お手許の次第のとおり会議を進めるのでよろしく願いいたす。今回は、あらかじめ案内したとおり議会基本条例の項目のうち、引き続き検討することとなっている3点について協議したのち、積み残し課題やその他検討すべき事項の確認をしていただくとともに、来年3月までのおおよそのスケジュールを検討したいと考えるので、よろしく願いいたす。

#### 報告事項(1) 調査結果等の報告

- 平山委員長 はじめに、次第2、報告である。事務局から説明願う。
- 事務局 市のホームページでご意見の受付フォームを作って市民の方からの意見を頂戴しているが、前回第4回会議で報告集約したもののほか3件の意見提出があったので、そのうちの要旨だけ抜き出して列記した。全部で6項目あるということでご覧いただいたとおりであるが、一つは会議時間の設定と本会議の質問回数  
の撤廃についての提案、定数について現行数の確保ということ、また報酬について  
考えがあるので改めて申し述べたい、ということをお知らせしていただきました。当委員会の会議録を見ての話ということであるが、基本条例の改正の関係について提案がある。議会改革案が議会に上程される前に、これは条例等になるが改革案をあらかじめホームページに掲載してほしい、というようなことが意見として出されている。
- 鈴木好彦 一番上にある会議時間を午前9時からでは無理でしょうか、というのは何か前段があるのか。いきなりこの言葉が出てくるのでちょっと・・・
- 事務局 いくつか列挙型になっている方からだが、項目でいきなり会議時間はということ  
で始まっているのでその通り記している。今10時からだが、もっと早くということ  
なんだろうけど、意図はわからない。

---

#### 協議事項(1)-①第4条（議長の責務）

- 平山委員長 前回の検討で上がった主な課題について、事務局から改めて報告願う。
- 事務局 協議のほうに入らせていただいているが、前回ご検討いただいた中でまだ結論  
の出していない、持ち帰りであるとか、今後検討するということになっていたもの  
が、この次第のとおり3つあった。そのうちの一番目であるが、基本条例の第4条  
に  
関係する議長の責務、登庁体制についての協議であった。このことについて、先  
にお配りしていた別紙の第5回議会改革調査研究特別委員会の協議内容案の一番  
上にあるが、議会基本条例の項目等の検討についての(1)、「第4条 議長の責務  
の中で協議事項として、正副議長の登庁（勤務体制）についての約束ごとについ  
て、これまでの検討を踏まえ、結論を得る」というのが今日の目標だが、前回の  
会議の後、実際正副議長どんなふうな今勤務状況なんだろうということ、3年  
くらいさかのぼって私のほうで拾い上げてみたところ、大体220日から230日  
前後で毎年推移している。以前板垣委員から年間200日くらいという話があっ  
たがそのとおりであって、議長の場合は諸団体とかの活動であって、市の行事  
であったり土日の公務もあるということで、そういったものを含め実日数で230  
日前後あるということだ。これはあくまで参考ということでご覧いただきたいと  
思う。
- 三田議長 前回までで議論いただいているいろいろみなさんに心配かけてあれだが、事務局の  
ほうで実日数ということで調査していただいた。地方自治法上も常勤という文言  
は謳われていないので、それにしても遅滞をするということではできないわけ  
であって、みなさん市民に迷惑かけないように副議長ともる相談したが、でき  
る限り努めてまいるといようなことで、今まで以上に事務局とも綿密な打ち  
合わせの中で、議会あるいは市民の方に迷惑かけないようにしっかり努めよ

うということなので皆様のご理解をいただければということで発言をさせていただいた。

平山委員長  
姫路 敏

このことについては以上とする。

新政村上では議長の責務ということをして、いろいろと意見交換した内容を今お知らせする。議長からお話あったので正副議長これから意見合ったんでそれでよろしいかと思うが、新政村上ではどういったことが議長の責務か、考え方の中に入れるかという、議長は公正を保つため、議員みんなの議長、議会としての代表であって、議長の職の間は会派を離れたほうがいいんじゃないかということが話し合われた。同時に常任委員会についても常任委員会に属さない。これは旧村上市議会のときは相当議論あったが常任委員会から出るというか、それを持たない。したがってどういうことになるかという、最終日の賛否のときに、例えばA案を議長が常任委員会で賛成しているのに議長が最終的に判断しなきゃならない場合もあるので、そういうことを考えてみると、議長は常任委員会に属していないほうがいいんじゃないかという議長の責務の中でそういったことも考えていただきたい。ということと合わせて現況正副議長が総務文教常任委員会にいらっしゃる。これもいかなものかと、安全管理上、危機上の問題もある。したがって正副議長が同じ常任委員会にいるのはいかなものか、こういうことも話し合われている。もうひとつは旧村上市議会のことを持ちだしてきて大変申し訳ないが主流派が大体議長の職になる、どうしても会派のほう見ていくと、今までずっと。しかし副議長は主流派でないところがなされているところも多い。いわゆる数の理論だけで正副議長が決まり正副常任委員長も決まりという、これは民主主義、数の理論だが、そこらへんを大きな目で議長が見守っていただいて、議会運営が進められることを望みたいというのがわが会派の大きな意見である。わが会派は正副委員長いないということを行っているわけではない。そういうことではなくて大きな目で、Aという主流派がいたら今度副議長はBというところから出してお互いに話し合いながら議会の運営を司っていつてもらいたい。というのが我々会派のバランスも考えた上での議長の在り方というのをひとつ、それが旧村上市議会のときは実を言うとなされていた。日本共産党さんいて申し訳ないが、共産党以外の方々がよく集まってそういうこと決めた人事もある。確かにこういうことあってはならないけど。主流派反主流派も含めて大きな見地の中で議長が采配して、議長がAであれば副議長はBみたいな形で議会をまとめていくというか、そしてチェックしていくということを少し試みていただきたいということがあった、よろしいかこれで。

尾形修平

今新政村上さんから提案されたことは基本的に反対するものではないが、基本条例の中で謳っている第4条の議長の責務にそれがあたるのかというのが一点感じたことであって、それは委員会の委員会条例の中で謳われるべきことじゃないかなというふうに感じたがみなさんいかがか。

姫路 敏

そんなことを委員会条例の中に謳ったら大変なことになる。私の言いたいのは先ほども言ったが議長の責務というところをわざわざ条項の中に含めなくても、こうやって議会改革調査特別委員会の中で討議議論されたことというのは正副議長がしっかり受け止めてくれているはずなので、そういうところがあったということの事実をとらえてもらって、あとは正副議長の判断だが、一応議会改

革調査研究特別委員会の中で来られてるみなさんもそのことをしっかり受け止めてもらえればいいかと思うが、責務となるとそこに何かを設けることとなると難しい。出勤体制もそうである。結論的にいうと、出勤体制をこの条項の中にやるというのはかなり難しいが、そういうことでなくて、そういう議論があったということが大事な事だと思うが。

三田議長 会派離脱のことは前も議論あったし、副議長ともかく常任委員会ということも県下でなされているところもあるから、その辺は私どもで再検討して回答したいと思うのでよろしく願いいたす。

本間清人 今の議長の常任委員会の件だが、前どこかの議会先進地行った時の視察で、常任委員会はいくまでも議長も所属する、そこは。だけど決定なされた場合に議長のほうから辞職するというようなルールでやっている議会があったので、そのような形でやったほうがいいかもしれない。

三田議長 常識論から言っても、物事にはメリットデメリット必ずあるはずなんで少し検討させていただきたいと思う。よろしく願います。

川村敏晴 今議長から正副議長が会派から抜けるということに関して私どもで協議というのはお二人で決められてもあれだなと思っているので、会派を抜けるまでもないかなと思うので、そこの確認をさせてもらった。

板垣一徳 今本間委員も言ったが、委員会はいったん割り当てをもらって辞退することと、議長はどの常任委員会にも出席して意見を述べるができる。それはそのように前々から私ども村上市の議会運営委員会の中でも再三再四今まで議論してきた経過があるので、それだけの権限を持っているわけだからいいと思うが、ただ責務の話で議長が独裁みたいに特権を握るようなやり方は好ましくない。例えば、委員会のどうのこうの・・・委員会はそれでいいけど、委員長の問題とかそういうところまで議長が権限を割り振りするというようなことは・・・

(「そういうことは言っていない」と呼ぶ者あり)

(「議長の、議会の姿としての話をしている」と呼ぶ者あり)

板垣一徳 それが責務としてそういうことを申し合わせしようということなんでしょ。

(「いやいや違う、そんなこと誰も言っていない、議長の独裁なんて」と呼ぶ者あり)

三田議長 いろいろな意見をみなさんから出していただいているが、ちょっと私どもにも検討させていただきたい。よろしく願います。

平山委員長 後で今言った意見を集約して示す。

#### 協議事項(1) - ②第15条(政務活動費の執行と公開)

平山委員長 政務活動費の執行及び公開について、これについては検討事項が2点あるが、初めに1点めについて事務局から説明願う。

事務局長 検討項目の2点めだが、15条の政務活動費の執行と公開について1点懸案だったのが内部監査今やっているが、このことについて条例等で明文化して市民に明らかにするよということなのでこの検討であって、こちらのほうも事務局で案を作っている。協議内容案と綴られたものの(2)第15条の政務活動費の執行と公開、協議事項が今申し上げたようなことだが考え方の前提として、現在実施している政務活動費の審査については政務活動費審査要綱というのがある。法が改正されたときに本議会で制定したということで平成25年に制定している

が、こちらのほうで必要な事項を規定していてほとんど網羅している要綱だがこの要綱に基づいて毎年度政務活動費の審査を行っているという現状がある。この要綱自体は議会要覧の中に政務活動費の執行についての口取りがついているが、その中の後段のほうについてある。具体的な政務活動費関係の59ページについているが、これで内部監査行っているという実態がある。まずこのことが一つである。それから議会基本条例15条でその政務活動費について村上市議会政務活動費の交付に関する条例、この後政務活動費条例というふうに略させていただくが、こちらを順守することや透明性の確保等の基本的事項について規定されている。具体的な交付額であるとか申請手続き、交付手続きについてはこの条例のほうにゆだねられているという規定になっている。ゆだねられた政務活動費条例に第10条として透明性の確保が謳われていて、議長は収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに使途の透明性の確保に努めるものとするということがあって、この規定を受けて審査要綱が定められてという形になっている。政務活動費条例については、交付するのが市長であるので市長側の条例になっている。その前提を考えて明文化する今一番方法として、明文化の方法の事務局案として記してあるが、すでに審査要綱があるので、これによって政務活動費の執行については内部で監査していることを広く知ってもらうため、次の三つの方法を考えている。一つが当議会のホームページの政務活動費の画面に、政務活動費の適正な運用を期すとともに使途の透明性の確保のために村上市議会政務活動費審査要綱を制定し、議会内部でこういう構成で収支報告書について毎年度審査を行って、その結果について議長あてに報告書を提出して全議員に周知しているという、このようなことを載せさせていただくということが一つ。同じくホームページの画面のほうに審査要綱が今載っていないがPDF等で全文載せることで対応ができるのではないかとすることがある。もう一点がこの要綱は現在議会内部の決裁で終わっている要綱だが、こちらのほうホームページ上で見られる例規集にも登載してもらって市民にも見てもらえるような形にするというようなこと、この3点で当面この内部監査の情報については市民にお知らせするような形を考えている。

平山委員長  
姫路 敏

この件についてみなさんの意見を伺う。  
先般から問題になったのは、領収書載せてもいいんじゃないか、ホームページで。しかし領収書のボリュームも多いのでなかなか難しいところもあるでしょうと、いうところから出てきたのは議会事務局に来ればいつでも閲覧できるという言葉が発信しようということがここにはないので、ア、イ、ウまでついていてエをその辺に検討事項としてそういう言葉を入れてもらえればベストだが。

事務局長  
平山委員長

了承した。そのようにさせていただく。  
ほかにないか。今事務局長から言われた議会基本条例、村上市議会要覧の中からの文章でいきたいと思う。先ほど姫路委員が言われたことを加味しながらそうしたいと思うがどうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

平山委員長

次に2点目、政務活動費を廃止し、議員報酬を増額する案については前回の会議で意見が出され、各会派に持ち帰ることとされた案件である。各会派の意見を順に伺う。驚ヶ巢会からどうぞ。

板垣一徳 私どもの会派はやはり政務活動費は政務活動費、報酬とは別だということで国が認めているわけだから、これは報酬とは別個に考えたほうが良いということであった。

姫路 敏 うちらから提案したことだから、そうしたほうがよいと思っている。

平山委員長 政務活動費を廃止するということ。

姫路 敏 私らから出した意見だ、政務活動費をなくして議員報酬を上げたほうが良いと思っているが、みなさんどうかと言っているのは我々なのになんで我々に聞くんだ。

鈴木好彦 協議事項1でこれからの政務活動費の扱いが煮詰められているので、改めて廃止する必要ないということまでまとまっている。

川村敏晴 政務活動費の支給となるとどうしても経費の報告等の義務が発生するので、義務として発生することが大事だろうということであるので、報酬とは完全に別れて支給されたほうがよいという考えである。

尾形修平 市政クラブと同じ考えである。

竹内喜代嗣 現行どおりで。

平山委員長 一通り会派の意見が出されたが、意見としては現行どおりとする会派が多い。したがってこの件については、現時点では現行どおりとする。

佐藤重陽 今の流れで結構だが、どこでどういうふうな話しすればいいのわからないのでここで話させてもらいたいが、事務局長に配付していただいたが議員報酬の増額の話、政務活動もからんでいるのでちょっと話させていたいただきたいが、私の考え方としては元々の村上市の議員報酬が低いんじゃないかと、そういう中で考えたときにじゃあ実際の政務活動費がどれくらいかかるのか、一般的な生活費にどれくらいかかるのか。これ60歳私夫婦二人の一般支出関係と去年11月いっぱい自分の集計したものだが、政務活動費の支出と一般の私生活の支出と分けたものを資料となればと思ったので出してもらった。去年選挙があったから選挙費用入れるともう少し膨らむわけだが、大体みなさん近いところのもので議員活動しているんじゃないかな。議員だからこそ付き合いしなきゃいけないこともあれば、参加しなければいけないものもある。そういうものは政務の中に入れて、あとは本当に純粋に生活にかかるもの、30代40代の子育てしている人であればここに子育て費用がかかるわけだから、生活一般支出がもっと跳ね上がると思う。私は子育ては終わっているので夫婦二人の生活費以外の・・・そういうことを視野に入れて、ただ議員報酬を上げるか下げるか、政務活動費が今の中で適当かどうかというのは、ある程度我々自身の実際の政務として、または議員活動としてかかっているもの、かけているもの、また自分自身が普通の市民として生活するためにかかる部分と出して示した中である程度、議員報酬の話はしなきゃいけないんでないかなというふうに思って、余計なことでありながらちょっと参考に出させていただいた。決して隠す必要もないので出させていただいたが、こんなこともこれからの議員報酬、政務活動費というものを決める中の決め方には根拠を示して決めないとなかなか市民の理解が得られないのではと考えているので、そんなことも考えた中で今後話し合いをしていただきたいなと思って出させていただいた。

姫路 敏 補足で。佐藤委員の思い切って出していただいてありがたい。こういう話も会派の中でもやったわけだが、政務活動費そのものがここでいう政治家市議会議

員としての活動を、おそらく冠婚葬祭は政務活動費に入らないので出すあれはないんでしょうが、しかしながら議員だからこそ今まで2,000円しか包んでないのが5,000円になってみたり、これもみなさんご経験あるだろうが、そういうの正直に出して行ってこのくらいは平均的にかかるというものなんでしょうし、根本的に議会議員としてのだけでやっていこうと思えばきつい部分があると思う。そういう部分を一般的な家庭の中で全部が使えればよいが、私らの報酬全部が、そうはいかないわけだ。いろんな意味で政務関係にも使っていくのでそうやって考えていくと、議員報酬そのものがもう少しあってもいいのかなというところである。よそでもどこでも政務活動費としてどこの議会でも6万円とか10万円とか、大きくなると100万円近くもらっているわけなんで、そういう部分を考えてみると、政務活動費が報酬の中でやればよいが、そうじゃない政務活動費で謳われているのであれば、政務活動費そのものも根本的に考え方を変えていかないと、こういうことである。報酬を例えば新発田市がこのくらいだから我々もこのくらいにしようというのは市民には通らない話なんで。つまりどういうことかという、一般的に4人くらいの家族が40代でいたらこのくらいの生活費がかかる。そして我々が政治家市会議員として政務活動しているとこれくらいかかる。ふたつ合わせたものをひとつの報酬の考え方として提示していかないと市民は納得してくれないと思う。この話をどの場面ですればいいかというのは今佐藤委員がしてくれたので、私も補足して言っているが、この先報酬等も考えていく、政務活動費も考えていくということになれば、報酬そのものが本当にこれでいいのかと考えるとかなり難しいところがあるので、もう少し上げるとするならばみなさんと一緒になって議員活動をしながら生活をキープしながら、その二つが合わせもってしっかりと市民への説明ができるようなものを取り揃えないとなかなか難しいのかなと思っているので、そんなところを議論してきた。

平山委員長  
板垣一徳

報酬等の審議は後ほどするが、このことについてももしご異議があったらどうぞ。報酬をただ上げるといっても、今みなさんおっしゃるとおりだと思う。特に私ども政務調査費を24万にして12万半分まで下げた経過がある。これは考え方の相違なんだろうけど、市民から見れば報酬そのものが政務活動費なんだよというところに基点をおいているわけだ。私どもはそうじゃなくて、国の施策であって、政務活動費をこれからどんどんどんどんやる上で24万というのが必要なんだということで、全会一致に近い議員の同意を得て決定したわけだが、これが覆されると。これから報酬のことについては私も同感である。ただ新発田市が10万いたから10万上げるというのはなかなかこれは村上市の市民性からいっても私は極めて、今日の6項目の中にもあとで提言したいという附則がついているし、慎重にかからないといけないと思うし、報酬を上げるということは、それでは議員定数はどうするのかといういろいろなところと絡めた話し合いも必要になってくる。姫路委員言うのもしかり、極端なこと言えば政務活動費は年間100万かかるんだと、かけてる人もいる、現実的に。政務活動費は各々の中でかけてる方とかけていない方というのは政治的活動だからやらない人もいるし、やる人もいるということだから、やはり報酬というもののある程度の基本的な考え方は市民に示して理解を得られるようなことをしっかりと私どもは考えていくべきだと思う。

協議事項(1) - ③第22条 (議員の政治倫理)

- 平山委員長 次3項目め、議員の政治倫理についてを事務局から説明願う。
- 事務局長 こちら綴ったものの3ページめをご覧ください。③で協議事項が今までの協議の中で制定することとなった議員倫理条例、こちらについてこれから事務局で案を作るが案を作るにあたっての方向性を教えていただきたいと思って、ご協議いただくものであるが前提として、全国各市の議会議員政治倫理条例、制定のパターンとして4つの対応がある。全国市議会議長会の調べで27年12月末現在でそのとき813市特別区を含んであるが、そのうち倫理条例を制定しているのが354市であった。こちらの内訳だが、パターン自体は4つあるが、ひとつめが資産公開の規定を含む倫理条例、こちらの制定が全国で46市、資産公開の規定を含まない倫理条例ともうひとつ資産公開条例それぞれを別々に制定しているところが4市、資産の公開の規定を含まない倫理に関する条例のみを制定しているところが289市で、うち10万人未満うちと同じような市が210市あったということである。資産公開条例のみを制定しているところは15市ということでこれは指定都市だけであった。12月の第3回会議のときに資料集お渡ししたが、その中に県内2つと近隣山形秋田の市町の議員倫理条例を載せるが、こちらいづれも倫理だけの条例、倫理条例だけのもので③のパターンになるが、今回プラスして比較的新しい例として山形県の長井市こちら一昨年に制定しているものであるが、こちらのほうが非常にシンプルで構成もわかりやすいので参考にお付けした。確認したいのは今までの話で私が聞いている限りでは当市の倫理条例は資産公開の規定までは求めていない倫理条例だというふうに今までお聞きしていたが、その考え方でたたき台をお作りしてもいいかということがまず1点、協議をいただきたいのはその案を作るにあたって方向性として、例えば条例の構成、その中で何をうちの市議会の重点にするか、今まですでに見ていただいた資料等でどこかいい参考になる、どこの条例が一番うちにふさわしいか、もし見た中でおありでしたらそのことについても教えていただきたいと思う。これを基にして次回の会議で事務局案を作って示したいと考えている。ちなみ今見ていただいている3ページの次の4ページ5ページに倫理条例の項目の題名だが各市の項目の構成を付けている。4ページが倫理条例だけの条例の構成のパターンであるし、参考2の5ページのほうは資産公開規定を含む例としてこんなかたちになっている。また、倫理条例を作るきっかけ、これまではよその市町村で何かがあつて必要に迫られて作ったという例が今までは多かったというふうに聞いている。
- 平山委員長 それでは確認する。はじめに制定する条例は資産公開の規定を含まない倫理条例のみとしていいかを確認する。
- (「よい」と呼ぶ者あり)
- 平山委員長 この件については資産公開の規定を含まない倫理条例のみとする案を作成することとする。次にその条例の構成、何を重点にするか、参考となる先行条例についてご意見ないか。
- 姫路 敏 長井市のも読ませていただいた。長井市さんは何かあったんだろうなというのがものすごくわかる。何に重きを置いているか、いわゆる政治倫理審査会の設置をしなくちゃいけないような状態に追い込まれたんだろうというのが見え



てくる。政治倫理審査会の内容ばかりだ。これはこれでいいのだろうが、私がこの前お話出した中で覚えていられると思うが、この市議会そのものというのは、複数の議員で成り立っているが一番大事なことは地方議会は二代表制をとっている。市長と議会ということで、議会そのものというのが複数の議員で成り立っているが、一番大事なことは予算の審査決算に対してのチェック、行政運営に対しての監督等も我々議会の役割の一つだということを鑑みたときに、旧村上市議会ではどういうことがあったかということ、旧村上市議会のことばかり出して申し訳ないが、行政職員と飲むことはならず、職員といろいろなところでお話、勉強会するのは結構だが、飲み会を一緒にしてはならないというのは職員も知っていたから、なかなかそういうところでは助役や市長の許可を得て出てきている状態もあった。何が重要かというひとつの緊張感である。そういったところも議会議員としての在り方の中で行政側として市民と我々の中としてというふうな考えをすると、倫理条例の中には議会と執行者側との緊張関係も謳えるように内容にしておくべきなんだろうなど。長井市さんのそのまま利用したとしてもそのことが一切ないのでそこも一つお願いしたいと思う。議員の政治的な関係での動きはいいが、固まって一緒に執行者側と何かをしたりするのはなかなか前回、前の議会の時もよろしくないということで言われかねないことがある。それが当たり前のようになっていくそのものに緊張感がないように、議会としてもしっかりと倫理の中に入れておいたほうがいいかなと思う。これも旧村上市議会だがイヨボヤの里開発公社の評議員を議員がやっていたが、これが問題視されてイヨボヤの里開発公社のほうから議会に対して予算を上げてくる、その審査を議会がやっている。みんな一回でやめた経緯がある。これ見ると長井市さんのもなるほどなのというのが書かれている。問題なのは何のことかということ2ページ目の(5)に書かれていることだが、第3条、市から活動又は運営に対する補助、助成を受けている団体等の役員に就任しないこと。もっともである。ところがどうしてもスポーツ協会の会長になってみたり、副会長になってみたり、そっちの執行者側の中の役員の一人名になってみたりするといけないと、ちゃんとここに謳われている。これにしたがって旧村上市議会では、スポーツ振興議員連盟というのがあったが、ちょうど今の邦芳さんのお父さんの邦二さんが会長やっていたときもそうだが、一番問題になったのがそういうところもあった。そこで何かで役員に、スポ少の役員に議員も入り込みながらとなったが、それはいけなくなった。そういうところもしっかりと各自が考えないと倫理条例そのものがしっかりと出来上がらないので、その辺は、これそのものはまだ会派でもなかったのを見てはいないが、今見ながら私的には思った。行政側との関係の緊張感を構築するような言葉、それとあとは議員が倫理基準での市民とのかかわりの中の今のところ、ここはしっかりと謳われて当然だろうと思うが、それを事務局のほうでもしっかりとよそも見てまとめてもらいたいと思うがいかがか。

板垣一徳

いいことはいいが急に言われても、私ども旧町村では例えば送別会とか、職員の退職した方と飲むのはいいんだろうけど、そこに全員の方々が山北出身の方々が参加してずっと前から地元議員がそこに会費を出して賛同して謝辞をとることになるんだろうけど、そういうことがずっと私ども地域ではあって、今急にどこまで謳うか。倫理というのは議員そのものが職員と飲んで何か要求

すれば誰もがだめだと承知できるが、そういう役柄というか、そういうお付き合いとか交流は考えられない。

姫路 敏 そんなことをだめだと言っていない。例えば、どう考えてもおかしいのは定例会中に必ず常任委員会の審査がある。それ終わって最終日に本会議がある。経済建設常任委員会が終わったら目の前にいた理事者と一緒に飲むのに腰ぬけた、合併した時に。本会議終わってないのに定例会中に理事者側と飲むのかという話に変わる。そういうことが当たり前のように行われること自体を懸念している、実際のところ。議会が終わって、課長さんご苦労様でしたと飲むのは何の問題もないと思う。山北でそういうのが恒例でやっているのはそれはそれでいいと思う。普段からの活動の中で「ちょっと課長連中来い」なんて言って、例えば会派と課長連中と一緒に飲んでいたり、そういうことがいけないでしょということを倫理の中で謳おうよということである。一緒に飲むことが全部がダメだということではなくて、そういうことである。社会常識的なところで、今退職される課長さんがいてご苦労だったのと言って議会終わってから飲むじゃないですか、議会終わる前に最終日の前にやっていたらおかしいものだ。そういうところも含めての話をしている。

平山委員長 川村委員、体育協会の役員しているから何か意見ないか。

川村敏晴 私の基本的な考え方は、やはり議員も市民の活動の中に大いに入っていきべきだという考え方をしているもので、その中で与えられた職責と議員活動がかぶっているというのがあるよと・・・

姫路 敏 よく読んでくれ。スポーツ協会とか体育の団体に入るなということを言っているのではない。市から活動又は運営に対する補助、助成を受けている団体等の役員に就任しないこと。だから役員でなくていくらかでも奉仕的なところで、役員になってくれ、副会長になってくれ、会長になってくれと言われた時には議員はこういう倫理規定あるのでちょっとできないけれどいくらかでもサポートするよと言える。その団体から助成金上げてとなったときに審査するのは議会でしょ。その感覚である。そのことを私は言っている。するなとか、市民とはいくらでも交流する私は。

川村敏晴 おっしゃる趣旨はよくわかるので今後じっくり検討させていただく。

本間清人 調べていただいたときに各倫理条例を持っている市だが、その市というのは議員の倫理だけか、それと並行して行政側の倫理とか市民の倫理、そういった三つ巴なのか。

事務局長 村上市も職員の倫理条例がある。市長のと職員のがあるが、ここに例として挙げている議会についても市のほうでも職員関係の倫理条例もあるというふうに確認しているので両輪でやっているだろうと思う。

姫路 敏 今本間委員言われていることだが、市の職員の倫理条例の中にあまりみだりに議員と一緒に活動、飲み会等に出ないことみたいなことないのか。

事務局長 具体的に議員と云々ということはないが一般的な全体の奉仕者であって、差別的な取り扱いをしてはならないとか、公正な職務に当たらなければならないとかいうほか、供応だとか金品授受、当然のことだが特定のものからの贈与等については当然すべきではないというような当然のことだが謳われている。議員という特定した書き方ではない。

尾形修平 倫理条例というのは基本的に常識的に考えれば誰が見ても当たり前だろうとい

うことである。中身を縛るより、ある程度、長井市さんのを見てこのとおりのことなんだと思うので、中身に関してのものは各会派に持ち帰っていただいて話をしてもらうのはと思うが、常識的に考えて世の中で通る話か、通らない話か、口利きとか利益供与とかそういうのがなければよいと私は考えているので、ここであまり縛りすぎるのもいかなものかなと思う。

姫路 敏 そうはいけない。尾形修平の日常の感覚と姫路敏の日常の感覚そのものが違う。私合併して言ったでしょ、初めて合併したときにどこの委員会だったか忘れたが、委員会終わって明日飲もうかと、まだ本会議も終わってないのに私の感覚からすれば全く普通じゃない。だからしっかりと文字で起こして、基本条例もそうだが、やっているわけで倫理条例はこういうことはいけないよ、ああいうことではダメだよというのをしっかりと記すべきである。それでもって我々の行動基準を我々がわかるわけだ。このぐらいだったらいいだろうなと思ってたからそんなことできないぜって話になるので。それはしっかりとやっておいたほうがいい。それはちょっと違う。

尾形修平 今姫路委員が言った、例えば定例会前にそれをどういうふうな表現にするかということだ。

姫路 敏 定例会前の表現ではない。私が言うのは尾形修平委員が言われている常識と私が持っている常識が違う部分があるので、その整合性を図るためにしっかりと文字で起こして、議会基本条例もこんなこと書かなくてもわかる、そのとおりだ議員になればというのが書かれている、実を言うと。あえていえば倫理条例というのは、詳しくしかもピシッとやっておいたほうが我々自身の認識が一緒にできるということである。私が考えている常識と違ったというのは一人一人の常識がA、B、Cとあるから、それを少しでも整合性を一緒にするために作っておいたほうが無難でしょということ、またそれを会派で考えて作るとかなり難しいんで、これは事務局のほうに委ねて今のような話も踏まえて作ってもらったものを見てそれを判断するときに会派に持ち帰って話すればそれでいいと思う。たたき台だけは事務局にお願いしたいと、こういうことである。

平山委員長 今言ったようなことを基にしてたたき台を事務局に作ってもらってそれをみなさんに示してから作成することにしよう。

川村敏晴 理事者との懇親会のことだけど、今姫路委員の言い方だと事務局がたたき台は理事者との懇親についてはかなり厳しく制限されてくるのだろうと思うけど、議会中は慎もうよというふうなスタンスだという・・・

姫路 敏 言ってるのは議会中でもいつでもそうだが、常識のある付き合いをすればいい。要するにみだりに理事者側の課長級でも職員を呼び出して・・・パワハラセクハラするなよとか、長井市の見てくれ、パワハラセクハラするような行為は絶対慎むべきである。そんなこと書かれている、具体的に。長井市のもおかしいのもある、そこをもう一回精査してもらって、一般常識的なところで議会中は絶対飲むなよとか、そういうことではない。何かあれば親戚であれば飲む機会あれば、ただ私の言うのは、議会中であれば物事の審査をしているわけだ。最終日に決定するわけだ。そうすれば理事者側のほうはもの通したいからちょっとごたごたあれば、ごたごたあったときに市長が議員13人くらいを呼んで、「これどうしても通りそうにないからなんとか頼むぜ」と、こういうことをもしたら議会中に。過去にあったと聞いているがそういうことをやること自体がお

かしい。公平平等の中での審査をして最終的にそれが終わってから飲むのはいいけど、飲ませて食わせて・・・そういうこともあり得ない。そういうところもやっぱり考えて常識の範囲で、私の常識と川村委員の常識は違うかもしれないけど。

三田議長 常識論を議論しているのであって、社会的な退職者の送別をする、迎える、そういう礼儀作法にはなんら差し支えないと、要は政策があつたりの前提の行為が行わなければ非常にいいことなんだと。ただ二元代表制だからしっかりとその辺の区別はつけろということなんだから、議員であれば常識論だと私は考えるが、その常識も多少ずれると大きいズレになると大変だから事務局に案を作ってもらって、みんなで常識論を議論すればいいと思うので、その辺で納めないと・・・

事務局長 条文は具体的な話は出てこない。一般的な規定を書くが、この条例出した場合は一応、長井市もあるが逐条解説をつけようと思っている。その中で、例えばそういうことも遠まわしな表現になるかもしれないが触れておいて、なるべくそれを見てみなさんが、ああいうことなんだなとわかるような手立てを書いていきたいと思う。

姫路 敏 長井市の2ページの第3条の(6)その地位を利用して嫌がらせをし、強制をし、又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であってもセクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。こういうことを今まで議員はしていたのか、逆に言うと。ここまで詳しく載っている。何の意味のことを言っているのかという条文でも困るよということを事務局もしっかりと抑えながら作ってもらいたい。

---

#### 協議事項(2) 今後の検討項目とスケジュールについて

平山委員長 (2)「今後の検討事項とスケジュールについて」を議題といたす。事務局から説明願う。

事務局長 今まで基本条例の項目について検討していただいて、今日の話でいくつか結論に近づいたものもある。また積み残しということで後に回そうと、具体的な定数の話とか報酬の話がある。それ以外で今後検討していくものがあつたらということでその確認だが、もう1点がこの委員会が来年3月いっぱいまでということで設置期間があと1年になったが、今話したような大きな項目を直す場合、改正条例を上げるタイミングがあるが、参考として、6月に上げる場合とか、来年1年間3月までの提案の時期、案を確定する時期についてこんな形にその時期までには案を決めてしまわなきゃならないんじゃないかということで書いてあるが、例えばパブリックコメントをする場合、今も乾杯条例についてしているが、基本的に3週間という期間がある。それを見てまたこの委員会で市民からの意見をもって見直しをして成案にするわけだが、議会上げのことを考えると、このような期間プラス前倒しの期間が必要になるということで、何を言いたいかということ今が3月、来月4月になるが、この1年間の中でいろいろ積み残しの課題はあるが、その中でも大きな課題から手を付けていってはどうかと事務局の老婆心だが、そういうふうに考えていて、そのタイムスケジュールを見ながら今後の流れをみなさんでご相談いただきたい。

平山委員長 はじめに、積み残し課題やその他検討すべき課題についてご意見ないか。今の事務局からの案でよろしいか。みなさんが例えば今年の12月までどうしてもこれを出すとということであれば、そういう意見を出してもらいたいということだ。

姫路 敏 事務局のスタイルで、事務局がないとこういうのはまとまっていけないので、事務局の感じ取ったようにして毎回こう言ってもらえればそれでいいかと思う。いつまでもどうしてもというものでもないと思うがいかがか。

平山委員長 事務局が言った流れで進みたいと思う。よろしく願います。

---

### 協議事項(3) その他

平山委員長 次に、(3)、その他の事項で、事務局から何かあるか。

事務局長 今日の協議を受けてまとめて次の会議まで送る。倫理条例案もなるべく早く、たたき台ということなので、どんな形であるにしても、考え方の基礎になるようなものを一応作って見ていただいて、次回の会議に会派で検討していただく部分もあるかと思うので、なるべく早く作ってご提示できるようにしたいと思う。今の話だが、あとで次回の開催日をご協議いただくが、次回の協議案、倫理条例の検討もしていただくが、並行して先ほど申し上げた定数問題についても何かこちらでご用意すればよいか、資料いろいろ出しているがその辺いかがか。

平山委員長 必要な資料あれば。

姫路 敏 議員定数もそうだが、議員報酬そのものをきちんと市民に説明できる議員報酬にしなきゃいけないと思っている。事務局にお願いしたいのは、平均的な家計で子ども2人くらいで設定してもらっていただいて、年間の生活費というのはどのくらい所得が必要なのかという部分の村上市の平均的なものを知りたい。そこ以下にならないような、議員報酬の考え方というのは、30代40代50代の人には議員になれないということ。なっても生活できない。そうじゃなくてある意味では、その30代40代50代くらいの平均的な家計の内容を村上市のを資料で出せるようだったら出してもらいたい。

鈴木好彦 家計ということだから共稼ぎの場合は合算したものという考えでいいのか。

姫路 敏 世帯で。

---

### その他

平山委員長 最後に次回委員会の開催日時をご相談いただく。今回3月にずれたが2月の分だと考えてくれ。3月は3月で後半にでもと思うが。

事務局長 定例会が17日まで。その翌週が別の特別委員会が予定されているところもある。小学校の卒業式もあるので、27日が月曜日になるがその週か、4月入るまでとなれば。事務局の準備もあるのでできれば最終週にお願いしたい。28日か29日か。

平山委員長 28日午前でどうか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)

事務局長 3月28日の10時からで願います。

平山委員長 この委員会の結果については3月14日に予定される全員協議会で事務局から概要を報告するが、詳細は委員の皆さんから各会派へご報告くださるようお願いする。

---

委員長（平山 耕君）閉会を宣する。  
（午後 3 時 2 1 分）